



山形県公報

平成27年3月17日(火)
第2630号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……313
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……314
- 同……………(同) ……同
- 家畜の検査の実施……………(畜産振興課) ……同
- 同……………(同) ……316
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(置賜総合支庁西置賜農村整備課) ……同
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………(河川課) ……317
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……318
- 同……………(同) ……322
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……323
- 宅地建物取引業法に基づく処分をするための聴聞……………(建築住宅課) ……324

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……325
- 同……………(同) ……326
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……327

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第239号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類 | 指定年月日      |
|----------------|-------------------------------|---------|------------|
| 庄内たがわ農業協同組合    | 庄内たがわ農業協同組合<br>鶴岡市上藤島字備中下3番の1 | 居宅介護支援  | 平成27. 3. 6 |

## 山形県告示第240号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                         | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日       |
|---------------------------------|-------------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 社会福祉法人恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号       | 障害者支援施設 鶴岡市立<br>愛光園<br>鶴岡市藤沢字軽井沢68  | 就労継続支援（B型）  | 28名 | 平成27. 2. 25 |
| 社会福祉法人遊佐厚生会<br>飽海郡遊佐町当山字上戸8番地の1 | 多機能型事業所ゆうとびい<br>飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下<br>2番地 | 生活介護        | 14名 | 同 2. 27     |

## 山形県告示第241号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                            | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|---------------------------------|----------------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号        | ヘルパーステーション しんわかい<br>鶴岡市みどり町22番43-2号    | 居宅介護        | 平成27. 2. 23 |
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号        | ヘルパーステーション しんわかい<br>鶴岡市みどり町22番43-2号    | 重度訪問介護      | 同           |
| 特定非営利活動法人あらた<br>酒田市東町一丁目15番地の25 | ジョブセンターあらた<br>酒田市幸町一丁目3番1号第1庄交<br>ビル5F | 就労移行支援      | 同 2. 25     |

## 山形県告示第242号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びに蜜蜂の腐蝕病の発生を予防し、並びに牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

## 2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のブルセラ病及び結核病の検査の項の1及び2に掲げる牛のブルセラ病及び結核病の検査並びに同表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、鶴岡市、新庄市、寒河江市、東根市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、同郡大江町、北村山郡大石田町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町及び東田川郡三川町の区域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあつては、生後6か月未満の牛を除く。

| 区 分                                      | 家 畜 の 種 類 及 び 範 囲                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛のブルセラ病及び結核病の検査                          | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4に該当するものを除く。）<br>2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3及び4に該当するものを除く。）<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（自家用牛に種付けするものを除く。）<br>4 3の牛と同一施設内で飼養している牛<br>5 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの                                                                                                                            |
| 牛のヨーネ病の検査                                | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4から7までに該当するものを除く。）<br>2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。）<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5から7までに該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。）<br>4 3の牛と同一施設内で飼養している牛<br>5 共同牧野等に放牧する牛<br>6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移入したもの<br>7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移入したもの<br>8 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの |
| 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査                  | 種卵を採取することを目的として飼養している鶏                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 蜜蜂の腐蛆病の検査                                | 採蜜の用に供し、又は供する目的で飼養している蜜蜂で県外へ移出しようとするもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査 | 実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していない牛                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

## 4 実施の期日及び場所

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

## 5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあつては、急速凝集反応による検査、酵素免疫測定法による検査、補体結合反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (2) 牛の結核病の検査にあつては、ツベルクリン皮内注射法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、リアルタイムPCR法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査
- (5) 蜜蜂の腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (6) 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあつては、血清学的検査

**山形県告示第243号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 実施の目的  
牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域  
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲  
月齢又は推定月齢が満48日以上で死亡した牛の死体（家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。）
- 4 実施の期日及び場所  
(1) 期日 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで  
(2) 場所 山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所
- 5 検査の方法  
酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

**山形県告示第244号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営下九野本地区土地改良事業に係る換地処分をした。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第245号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年3月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 新田神町停車場線
- 2 供用開始の区間 東根市神町中央一丁目5837番33から  
同 1030番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月17日

**山形県告示第246号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 中川代川尻余目線
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町南野新田字前割85番5から  
同 主殿新田字北浦69番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月19日

**山形県告示第247号**

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系織機川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成27年3月6日
- 3 廃川敷地等の位置  
南陽市漆山字譲沢口2393番4  
南陽市池黒字長谷堂1975番4
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 400.89㎡

**山形県告示第248号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 出来ヶ沢        | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 戸根林沢        | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに長井市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第249号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 仲町二-1       | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 仲町二-2       | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 箕和田2-1      | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

## 山形県告示第250号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる<br>自然現象の種類 |
|-------------|----------|-------------------------|
| 古升田2        | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 山根          | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 深沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 竹山          | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 小平沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 椿沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 山楯沢2        | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 小向沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 大杉沢2        | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| ミズガミ沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 惣左エ門沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 長左エ門沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 西野沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 小屋渕         | 別紙図面のとおり | 地滑り                     |
| 新出ー1        | 別紙図面のとおり | 地滑り                     |
| 新出ー2        | 別紙図面のとおり | 地滑り                     |
| 上青沢ー1       | 別紙図面のとおり | 地滑り                     |
| 上青沢ー2       | 別紙図面のとおり | 地滑り                     |
| 若神子         | 別紙図面のとおり | 地滑り                     |
| 君畑          | 別紙図面のとおり | 地滑り                     |
| 赤剥ー1        | 別紙図面のとおり | 地滑り                     |

|       |          |     |
|-------|----------|-----|
| 赤剥－2  | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 後口山－1 | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 後口山－2 | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 後口山－3 | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 脇     | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 上泥沢   | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 下泥沢   | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 後山    | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 成興野－1 | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 成興野－2 | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 滝谷1   | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 滝谷2   | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 円道    | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 仁助新田  | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 南田沢－1 | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 南田沢－2 | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 南田沢－3 | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 丑ヶ沢   | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 楯山－1  | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 楯山－2  | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 楯山－3  | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 寺沢    | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 曲沢－1  | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 曲沢－2  | 別紙図面のとおり | 地滑り |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 海ヶ沢     | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 中野俣     | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 猫沢      | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 小林      | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 浦之山－1   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 浦之山－2   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 浦之山－3   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 上野山     | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 宮ノ平     | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 谷地長根    | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 日吉町－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日吉町－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日吉町一丁目  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 船場町     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 船場町2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日吉町二丁目2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 北新町2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石田      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山添      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石田2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小平沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 吉野沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上山本     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 内山      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |



|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 下山本   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 後口山   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三保六   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 貝沢    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 旧学校下  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 旧学校上  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山楯3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山楯4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山楯5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鷺之沢1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鷺之沢2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 桃平1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 桃平2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 桃平3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新山    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 孫エ門裏  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 子ノ助裏  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 甚助裏   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 伝吉裏   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷地長根1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷地長根2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに酒田市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第251号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 成興野－2       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに庄内町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第252号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 出来ヶ沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 戸根林沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに長井市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第253号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 仲町二－1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 仲町二－2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 箕和田2－1        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

## 山形県告示第254号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 古升田2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 山根            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 深沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 竹山            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 椿沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大杉沢2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 長左エ門沢         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 西野沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 日吉町-1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 日吉町一丁目        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 船場町           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 船場町2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 日吉町二丁目2       | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 石田            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 山添            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 石田2           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 小平沢           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 吉野沢           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 上山本           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 内山            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 下山本   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 後口山   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三保六   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 貝沢    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 旧学校下  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 旧学校上  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山楯3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山楯4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山楯5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鷺之沢1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鷺之沢2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 桃平1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 桃平2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 桃平3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新山    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 孫エ門裏  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 子ノ助裏  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 甚助裏   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷地長根1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに酒田市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第255号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、不正の手段により同法第18条第1項の登録を受けた者に対して同法第68条の2第1項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成27年3月25日（水）午前11時から
- 2 場 所 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁 講堂（山形県庁2階）

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに上山市役所において平成27年7月17日まで縦覧に供する。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン上山

上山市仙石字元糸目791番外

## 2 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称          | 住 所               | 代表者の氏名  |
|--------------|-------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  | 大 高 善 興 |
| 株式会社ヤマダ電機    | 群馬県高崎市栄町1番1号      | 山 田 昇   |
| 三菱UFJリース株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 白 石 正   |

(変更後)

| 名 称          | 住 所               | 代表者の氏名  |
|--------------|-------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  | 大 高 善 興 |
| 株式会社ヤマダ電機    | 群馬県高崎市栄町1番1号      | 山 田 昇   |
| 三菱UFJリース株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 白 石 正   |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号  | 藤 田 勝 幸 |

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称         | 住 所                | 代表者の氏名  |
|-------------|--------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号   | 大 高 善 興 |
| 株式会社サンドラッグ  | 東京都府中市若松町一丁目38番地の1 | 赤 尾 主 哉 |
| 株式会社ヤマダ電機   | 群馬県高崎市栄町1番1号       | 山 田 昇   |

|         |                 |      |
|---------|-----------------|------|
| 株式会社セリア | 岐阜県大垣市外濑二丁目38番地 | 河合宏光 |
| 株式会社昭栄  | 上山市十日町6番16号     | 山川庸久 |

(変更後)

| 名 称         | 住 所                | 代表者の氏名 |
|-------------|--------------------|--------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号   | 大高善興   |
| 株式会社サンドラッグ  | 東京都府中市若松町一丁目38番地の1 | 赤尾主哉   |
| 株式会社ヤマダ電機   | 群馬県高崎市栄町1番1号       | 山田昇    |
| 株式会社セリア     | 岐阜県大垣市外濑二丁目38番地    | 河合宏光   |
| 株式会社昭栄      | 上山市十日町6番16号        | 山川庸久   |
| 株式会社チヨダ     | 東京都杉並区成田東四丁目39番8号  | 舟橋浩司   |

## 3 変更年月日

平成26年11月29日

## 4 届出年月日

平成27年2月19日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年7月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに上山市役所において平成27年7月17日まで縦覧に供する。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン上山

上山市仙石字元糸目791番外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高善興

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号

代表取締役 山田昇

三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

代表取締役 白石正

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号

代表取締役 藤田勝幸

3 変更する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 323平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 403平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 31.5立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 35.5立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

平成27年4月1日

5 届出年月日

平成27年2月19日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年7月17日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地              | 規格                                           | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |
|--------------|------------------|----------------------------------------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|
|              |                  |                                              |      |     | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |
| 県営中田第2アパート1号 | 米沢市中田町901-2      | 3DK<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>54.6<br>平方メートル | 1    | 一般用 | 13,000          | 15,000                     | 17,200                     | 19,400                     | 22,200 | 25,600                     | 3月分の家賃に相当する額               |
| 同 2号         | 同                | 同                                            | 1    | 同   | 13,500          | 15,600                     | 17,900                     | 20,100                     | 23,000 | 26,600                     |                            |
| 同 中田第1アパート5号 | 同 中田町658-3       | 同                                            | 1    | 同   | 25,600          | 29,600                     | 33,800                     | 38,200                     | 43,600 | 50,300                     |                            |
| 同 6号         | 同                | 同                                            | 1    | 同   | 25,600          | 29,600                     | 33,800                     | 38,200                     | 43,600 | 50,300                     |                            |
| 同 相生アパート2号   | 同 相生町7-65        | 同                                            | 1    | 同   | 23,300          | 26,900                     | 30,800                     | 34,800                     | 39,700 | 45,800                     |                            |
| 同 3号         | 同                | 同                                            | 1    | 同   | 23,600          | 27,300                     | 31,200                     | 35,200                     | 40,200 | 46,400                     |                            |
| 同 関口アパート1号   | 南陽市宮内352-3       | 2DK                                          | 1    | 同   | 19,500          | 22,500                     | 25,700                     | 29,000                     | 33,100 | 38,200                     | 单身可                        |
| 同 糠野目アパート    | 東置賜郡高畠町大字福沢525-5 | 3DK                                          | 1    | 同   | 12,000          | 13,800                     | 15,800                     | 17,800                     | 20,400 | 23,500                     |                            |
| 同 館之北アパート    | 同 川西町大字中小松3017-1 | 2DK                                          | 1    | 同   | 15,300          | 17,700                     | 20,200                     | 22,800                     | 26,000 | 30,100                     | 单身可                        |



(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成27年4月6日から同月10日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年4月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成27年6月上旬

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤     | 正    |
|-------------|------------|-----|-------|-------|------|
| 平成26. 4. 22 | 第2538号     | 490 | 下から13 | 楯岡二日町 | 楯岡新町 |